

幌加内町サテライトオフィス（朱鞠内地区）整備事業

設計・施工一括発注公募型プロポーザル

実施要領

令和5年5月

幌加内町地域振興室

本公募型プロポーザルは、令和5年臨時議会における令和5年度補正予算成立後、速やかに事業を開始するための、予算成立前の準備行為として募集を開始するものである。そのため、予算が成立しなかった場合は、契約を行うことが出来ないため、十分に留意のうえ参加すること。

1. 目的

本プロポーザルは、幌加内町サテライトオフィス（朱鞠内地区）整備事業に係る設計及び施工を一括して発注するための優先交渉権者を選定するにあたり、高い技術力及び豊富な経験等を有する事業者を公募により選定するために実施するものです。

2. 事業概要

事業名 幌加内町サテライトオフィス（朱鞠内地区）整備事業

事業内容

- (1) 幌加内町サテライトオフィス（朱鞠内地区）整備に係る企画設計業務（以下「設計業務」という。）
- (2) 幌加内町サテライトオフィス（朱鞠内地区）整備に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事（オフィスで使用する什器備品は工事に加える。）業務（以下「施工業務」という。）
- (3) 上記設計業務及び施工業務を総括して「本業務」という。

履行期間 契約締結の翌日から令和5年11月30日までとする。

業務場所

- (1) 施設名称及び所在
幌加内町ふれあいの家「まどか」 幌加内町字朱鞠内4884番地
- (2) 改修床面積 124.46 m²

上限提案価格 32,890,000円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳 設計業務 4,510,000円

施工業務 28,380,000円

（施工業務内訳：建築関係15,875千円、什器備品12,505千円）

※国の交付金申請の関係上、上限提案価格の内訳、施工業務（建築関係・什器備品）の内訳は、10%の変動範囲で価格増減提案をすることを認める。

3. 選定方法

(1) 審査方法

行政関係者で構成される幌加内町サテライトオフィス（朱鞠内地区）整備事業プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査を行う。

(2) 客観評価（一次審査）

参加申込者の中から、提案できる者を選定する。

(3) 提案評価（二次審査）

客観評価で選定された者から提出された技術提案書及び技術提案資料を基にプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、事業者候補者1者及び次点候補者1者を選定する。

4. 事務局

幌加内町地域振興室

〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地

TEL：0165-35-2121

FAX：0165-35-2127

E-mail：furusato014729@town.horokanai.hokkaido.jp

5. スケジュール

内 容	予定年月日
公告（公募開始）	5月1日（月）
実施要領等に関する質問書の受付	5月1日（月）～5月9日（火）
現地確認	5月2日（火）～5月9日（火）
参加申込書の受付締切り	5月10日（水）
技術提案等の受付締切り	5月22日（月）
技術提案書等の審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	5月24日（水）
選定結果の発表	5月25日（木）

※現地確認の事前予約は事務局へメールでお問い合わせください。

6. 参加者の資格等

(1) 本プロポーザルの参加条件

ア 本町の入札参加資格を有していること。

イ サテライトオフィスとしてのオフィスのデザイン性・機能性を十分考慮した本業務の提案ができ、かつ今後の運営に配慮した技術提案ができる者で、オフィスの設計及び施工の実績又は同等以上の実績を有する者。

ウ 次の事項に該当している者は、プロポーザルに参加できない。

①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者。

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号に該当する者。

③法人税を滞納している者。

④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

④①～④に該当する者のほか、町長が不適切と認めた者。

(2) 複数提案の禁止

参加者は 1 つの技術提案書のみ提出することとし、複数の技術提案書を提出した場合には、すべての技術提案書を無効とし、本件にかかる以後の手続きへの参加は認められない。

(3) 参加者の構成

ア 参加者は、単独企業、2 者の構成員からなる特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。

イ 共同企業体での参加の場合、以下の参加要件を満たす者とする。共同企業体の結成は、自己結成とし、建設共同企業体協定書を締結するものとする。

①施工業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大の者を代表者とする。

②構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。

ウ 単独企業又は共同企業体に設計業務を担当する者が含まれない場合は、1 者の設計事務所を協力企業として、グループに含めて参加することを可とする。

(4) 設計及び施工に関する参加者の資格

ア 参加申込書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。

(5) 設計業務を担当する参加者の資格

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

イ 令和 5 年・令和 6 年度幌加内町入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(6) 施工業務を担当する参加者の資格

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 令和 5 年・令和 6 年度幌加内町入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出部数 正 1 部

第 1 号様式 参加申込書

添付① グループ構成員表（様式 1）※6. (3). イ. ウに該当する場合

添付② 会社概要（様式 2）

添付③ 建設に関する資格及び事業実績（様式 3）

添付④ 設計に関する資格及び事業実績（様式 4）

添付⑤ 特定建設工事共同企業体協定書 ※6. (3)イに該当する場合

※添付①⑤については、該当する場合のみ

(2) 提出方法 提出書類は、提出先まで持参または送付とする。

(3) 受付締切 令和 5 年 5 月 1 0 日（水）

(4) 受付時間 月曜日から金曜日の 9 時から 17 時まで。

(5) 提出場所 事務局

8. 実施要領等に関する質問

(1) 実施要領等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式 5）により電子メールにて事務局へ提出すること。

また、送信後、開庁時間内に電話で着信確認を行うこと。

イ 質問書の受付期間及び受付時間

令和 5 年 5 月 1 日（月）9 時から令和 5 年 5 月 1 0 日（水）17 時まで。

ウ 質問に関する回答

質問に関する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、メールで送信する。

(2) 提出書類の作成要領

ア 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

9. 技術提案書の提出

(1) 提出書類

ア 業務計画提案書

イ 技術提案書

①利便性が高く、可変性に優れた空間についての提案

②仕事のしやすい環境・空間などニーズにあうデザイン性についての提案

ウ 期間内に事業を完了させるための工程・品質・現場管理についての提案

エ 地域貢献提案書

オ 価格提案書

①価格提案書

②価格提案内訳書

カ 平面図・配置図等の提案

※技術提案書の提出に係る様式については、全てA4版任意様式とする。

(2) 提出書類の作成要領

ア 業務計画提案書

以下の項目について提案を行うこと。

①本業務の実施方針

②設計・施工の全事業スケジュール

③主要マイルストーンの設定

④業務工程管理計画

イ 技術提案

以下の項目について提案を行うこと。

①建築設備の計画

②非常時における機能維持の対策

ウ 利便性が高く、可変性に優れた空間についての提案

以下の項目について提案を行うこと。

①設備の機能

②空間の機能

③什器の機能

エ 仕事のしやすい環境・空間などニーズにあうデザイン性についての提案

以下について提案を行うこと。

- ①什器・設備について
- ②共有スペースについて
- ③個々の事務スペースについて

オ 地域貢献の提案

以下の項目について提案を行うこと。

- ①本件工事における地域への貢献・配慮について
- ②町民との合意形成

カ 価格提案

以下の項目について提案を行うこと。

- ①設計費に関する価格・内訳明細
- ②施工費（建築）に関する価格・内訳明細
- ③施工費（什器等備品）に関する価格・内訳明細

※②.③の価格については、1P「上限価格提案」に留意すること。

キ 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。

(3) 書類の提出方法

- ア 提出部数 全ての提案書 10 部とする。同内容の電子ファイル 1 部
- イ 提出書類は、提出先まで持参または郵送とする。
- ウ 受付締切 令和 5 年 5 月 22 日（月）
- エ 受付時間 月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時まで。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 原則非公開で行うものとする。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、3 名以内とし、原則として代理人の出席及び事前に申請された者以外の出席は認めない。
- ウ 15 分程度のプレゼンテーション及び 15 分程度の質疑応答を想定しており、会場、日時等については別途通知する。
- エ プレゼンテーションには、原則、パワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局において用意する。
- オ プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。
- カ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、評価の対象としない。

10. 提案資料の評価基準

評価項目		配 点
客観評価	ア 提出された書類により審査	10 点
	小 計	10 点
提案評価	ア 業務計画提案書	20 点
	イ 技術提案書	20 点
	ウ 期間内に事業を完了させるための工程・品質・現場管理についての提案	15 点
	エ 地域貢献提案書	10 点
	オ 価格提案書	10 点
	カ 平面図・配置図等の提案	15 点
	小 計	90 点
合 計		100 点

1 1. その他

- (1) 本プロポーザルの成立要件は応募者が1者の場合でも、客観評価・提案評価（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、評価点が満点の70%を越えている場合は、事業者候補者とする。
- (2) 幌加内町プロポーザル方式実施要綱（令和5年訓令第16号。以下「要綱」という。）第8条第1項第6号の提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合又は要綱第11条の規定により提案資格を有しない旨の通知を受けた場合は、提案書を提出することができない。
- (3) 本プロポーザル参加のために参加者が要した全ての費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書又は提案書の差し替え若しくは再提出は、認めない。
- (5) 提出された参加申込書及び提案書は、返却しない。
- (6) 提出された参加申込書及び提案書は、提案資格の確認、受託者の選定又は本事業の範囲内の公表・閲覧、その他町長が必要と認めるとき以外に提案者に無断で

使用しないものとする。

- (7) 参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を講ずることがあるので留意すること。
- (8) 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）を受けて実施するものであるから、受託者となった場合は、関係書類を業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は、保管しておくこと。